

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。このことは社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の法人理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」とも合致します。

旭区はそこにあって社会福祉法人秀峰会発祥の地であり、現在、区内では特別養護老人ホームさくら苑の他、真珠の詩（デイサービス）、さくら苑（訪問入浴、訪問介護、訪問看護）、樹林の風（高齢者グループホーム）、生活デザイン館（ケアマネジャー）、銀の舞（ケアマネジャー、訪問介護、訪問看護）、銀の舞ケア24（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、障がい者特定相談支援センター銀の舞、横浜市川井地域ケアプラザ、横浜市笹野台地域ケアプラザ、横浜市白根地域ケアプラザ、横浜市二俣川地域ケアプラザを運営しております。川井地区にお住まいの多くの方々には、上記の川井地域ケアプラザを中心としてケアマネジャー、訪問介護、訪問看護等をご利用頂いております。長年に渡り連綿と築かれてきた貴重なご縁を大切にしつつ、住み慣れた街への郷土愛を、地域の皆様と共有すると共に、地域ケアプラザ管理運営の経験と実績を用いて、引き続き、地域の皆様に愛され親しまれる川井地域ケアプラザとして地域づくりに邁進する所存です。

【地域包括ケアシステム】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の生活機能の維持、向上及び地域活動の参加促進を目的に、自らの意思に基づく自分らしい生活を実現するための手段として介護予防事業を含めた地域包括ケアシステムの構築という重要な役割を果たせるよう努めます。

多職種協働による支援活動は、地域のサービス提供事業所と、その他の福祉サービス以外の活動をする事業者等も加えて地域包括ネットワークを構築し地域包括ケアシステムを推進します。地域の中で個別に選定したケースで個別地域ケア会議を開催し個別支援に対する充実を図るとともに、そこから地域全体での課題抽出を行い、地域住民や医療機関、サービス事業所等と連携して課題解決を進められる環境を整備します。

これを踏まえ地域ケア会議は個別レベル、包括レベル地域ケア会議を年間6回以上開催し、地域支援に関わる医療、施設、サービス事業所、企業等が地域支援の連携の輪に入るよう図りながら実施します。

特に包括レベル地域ケア会議では、地域の医師・薬剤師・介護サービス事業所にも参加を依頼し、地域の自治会町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わる事により、広い視点で地域課題の把握・検討を行います。

地域ケア会議を積み重ねる事で地域課題が明確になっていきます。課題を正確に把握できれば困難な個別ケースの早期解決につながり、問題の長期化を予防する事になります。

地域の助け合いと専門職のサービスの融合により、いつまでもその人らしい生活の継続の実現に向けて川井地域ケアプラザでは、定期的を開催する地域ケア会議から得た地域の課題・ニーズを集約し、地域づくりの充実のため自主事業・ボランティア事業に繋げられるよう努めます。

【持続可能な開発目標（SDG s）の視点】

横浜市SDG s 未来都市計画（2022～2025）では、あらゆる施策においてSDG sを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。地域ケアプラザも「すべての子どもの未来を創るまちづくり」「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」「災害に強い安全・安心なまちづくり」において、2030年までのゴールターゲットに向けて取り組みを進めます。

【重点取り組み課題】

地域ケアプラザは地域福祉・保健活動の拠点として、地域ニーズ・地域課題の発掘とこれを踏まえた事業展開・情報発信などを継続的に行い、地域・関係機関と連携した取り組みにつなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に貢献します。

貸館利用については、利用団体の登録を広報誌等で呼びかけるとともに、地域のニーズを把握しながら自主事業を開催し、参加者自立の展開を促し、登録団体として活動できるよう自立化を支援します。

高齢者支援、子育て支援、障害児・者支援を地域支援の三本柱とし、それぞれ偏ることなく事業展開することで、地域支援の幅を広げ、地域の諸団体等と連携を進めるとともに各支援活動の中から新たな地域福祉の担い手発掘とその育成に努めます。

福祉・保健の総合相談窓口として役割を果たし、地域住民の視点に立った身近な存在として、気軽に相談できる地域ケアプラザを目指します。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービスを身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。この地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

川井地域ケアプラザでは、以下のような規定に則って地域ケア会議を開催、運営します。

1. 「参加しやすい地域ケア会議」

地域ケア会議を効率的、有意義な内容にするために、参加いただく民生委員・児童委員協議会や、町内会自治会連合会に対し、その目的やお話したい方向性等を事前に伝え、円滑に会議を進行していくための準備を徹底します。

限られた時間内で方向性を損なわずに会議を進めていく、中心となるファシリテーター（進行役）の技術向上も必須と考えます。

2. 医療と介護、地域住民との融合（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

地域が持つ資源や能力を最大限活用すべく、民生委員・児童委員協議会、町内会自治会連合会からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが、客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を目指します。また日頃から、地域住民と関わりのある協力医に医療面での相談・助言を頂き、福祉保健活動の推進に努めます。



【包括レベル地域ケア会議】

3. 結論のある地域ケア会議

個別ケースの検討を多種職で行う個人レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、より広域なレベルでの検討を行い、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。

個別ケースに関しては支援の方向性や、今後のリスクに関する対策の決定を明確にします。さらに、現状の地域における社会資源の限界点についても議論し、新たな支援の枠組みや行政への提案等も含めて、上位の地域ケア会議での議論へ繋げられるように努めます。

【高齢者支援】

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、地域活動交流の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における見守り体制の確立と支援者が必要としている支援を得るための情報収集を行います。地域内全域で支え合い活動が行われるよう町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域活動団体と連携協力し活動を地域全体に広げます。



【地区別計画推進会議】

ン等、地域の居場所づくりの活性化支援も進めています。

あさひ未来塾の卒業生が立ち上げた「わいが家」は、令和元年から開催し、障がい者、多世代交流の場として発展しております。今後も安定な運営ができるよう後方支援を続けていきます。

また、気軽に参加できるよう出張講座に取り組みます。地域のニーズを把握した上で事業計画を立て取り組みます。住民主体でのつどいの場、フリーハウス川井「わいが家」元気づくりステーシ



【わいが家】

【子育て支援】

乳幼児の養育者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、近隣幼稚園へ毎月出向いての子育て相談・交流活動支援、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて地域へ情報を提供します。

就園前から高校生までの子ども分野の企画は、子育て中の親も対象に入れることで事業対象者の幅は広く、それぞれの立場に合わせた企画が必要となります。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、地域ケアプラザを利用できる事の周知と、対象者が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みます。

課題を抱えた子どもたちの居場所づくりである学習支援を中心とした「学習サロン」は、川井区の「都岡中ブロック地域力活用事業推進本部」「横浜市立都岡中学校」「横浜市川井地域ケアプラザ」が共催し、学習支援を中心とした小・中・高生の多世代交流として実施しています。学習だけでなく地域のこと、進路のことなど、参加するすべての人たちの様々な学びの場になっています。

児童家庭支援センターや区こども家庭支援課担当から相談のあがった困窮児童・生徒を対象とした「勉強 Be-Yhah（べんきょうべや）」では個々のニーズに地域ボランティアの協力を得て新たな個別の見守り活動として地域住民、民生委員児童委員等との連携を続けながら各自に配慮した支援を展開しています。



【学習サロン】

【障害児・者支援】

障害児・者、子育て支援等の情報や社会資源の把握に努め、障害児・者の相談機関や行政等関係機関と連携し、適切な支援に繋がられるよう窓口だけでなく、自主事業や会議等地域における様々な場面での相談及び情報提供を行い、気軽に相談いただける環境と関係づくりに努めます。

放課後余暇支援活動として、神奈川県立三ツ境支援学校・神奈川県立旭高等学校・川井地域ケアプラザが共催で、同年代の交流を通じ、お互いに効果を得る（障害の理解・社会勉強）事を目的としている事業「ビリーブ」を継続します。

令和5年度からは野球部、テニス部、美術部のみならず、一般公募の生徒を募り、令和6年度からは新たに吹奏楽部にも広く支援を呼びかけ、体づくり・工作活動のほか、新たに音楽活動も盛り込みながら両校の生徒交流を推奨しています。現役世代から、地域活動に興味を持っていただき将来の担い手の創出を計画しています。



【ビリーブ【於：三ツ境支援学校】

また「ダイバーシティけあぷら音楽会」を通して障害や疾病を問わず赤ちゃんから高齢者までが出入り自由、そして全盲、若年性認知症等の多様な障害や疾病と共に生きる当事者アーティストに多数出演いただく中で、演奏交流を通した様々な障害者交流を図り、互いに触れあう機会と、当事者にとっても表現の場として自由に活用いただける機会を設けていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【地域の特色や魅力、課題把握の方法について】

川井地域ケアプラザを開設27年にわたり管理運営する中で、地域に関する情報収集を継続して行い、変化も含めた地域の特色や魅力、課題をとらえて蓄積してきました。その過程で町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会をはじめ地域関連団体や地域住民、事業所等と顔の見える関係を築き、地域課題を解決するための連携・協働先として、ケアプラザを地域に認識いただけています。

すでに把握している情報に加え、地域住民や関係者と連携・協働し、情報収集及びデータ分析を続け、地域の特色や魅力、課題把握の内容をアップデートします。総合相談の内容には困りごとなどが多く含まれるため、分析を通した地域課題の把握を行います。

【関係団体等との連携方法】

川井地区は総人口 14,067 人、高齢者人口 3,891 人、高齢化率 27.66%（令和 6 年 3 月時点）となっています。高齢化率は年々増加しており、特に公営住宅に暮らす方々の高齢化や独居高齢者の増加が進んでいます。外国籍や高齢者が多く居住する団地もあり、言葉や文化の壁が厚い一面もあります。一方で、新たに川井の土地に住居を構え暮らすようになった子育て世代も増加傾向にあります。エリア内に鉄道がないため住民の交通手段はバス・自家用車・タクシーが多く、バス停留所までの起伏の多い箇所もあるため、筋力低下や免許返納した高齢者にとっては身体的負担が大きい面もあり、生活支援、外出支援等、さまざまな課題を抱えています。



【移動販売】

川井地域ケアプラザの 5 職種が日頃から連携し、町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会と協力しながら、様々な課題解決に取り組んでいます。生活支援体制整備事業の一環として「ちょこっとボランティア」「移動販売」「集いの場」等、課題をひとつずつ解決できるよう事業運営していきます。

川井地区は福祉施設が多い特徴を生かした事業として「川井地区 地域食堂」を開催しています。川井地域を中心に、数ある地域内特別養護老人ホーム・老人保健施設等に声かけを行い、地域を支える基盤づくりとなる住民の皆さまと地域にある関係機関が連携して、多世代交流の場としての開催支援をします。

単に食堂開催をするだけでなく、工作講座など待ち時間を使って老若男女が楽しめる講座の提供もおこないます。



【地域食堂 2024.11】

【地域福祉保健計画】

第 4 期旭区福祉保健計画「きらっとあさひプラン」川井地区別計画に沿った活動の中で川井地区社会福祉協議会の活動に企画の段階から参画することも地域ケアプラザの重要な責務です。

川井地区地区別計画「多世代がつながり支え合う心豊かな町川井」を推進するための 3 つの柱

〈目標 A〉見える支え合いをしよう 地域ケア会議、民生委員と情報交換会

〈目標 B〉健康寿命を延ばそう 健康ウォーキング・（認知症）ステップアップ講座

〈目標 C〉住民同士がつながろう 消費者被害講座 川井地区ポッチャ大会（2 回/年）

「川井地区地区別計画推進会議」の事務局機能も担わせていただき関係各団体、連絡会の円滑な運営を今後も支援して参ります。

【高齢者支援】

地域ケアプラザは高齢者支援において、右図のように4つの役割を果たします。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、地域活動交流の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における支えあい体制の確立と支援者が必要としている支援を得られるための情報収集を行います。

～つながる～ 【無料の相談窓口】	～ひろめる～ 【介護予防】
～つなげる～ 【地域ネットワーク】	～まもる～ 【高齢者の権利擁護】

高齢者支援における
地域ケアプラザの4つの役割

高齢者の介護予防・認知症予防・生きがいづくり

に身近な地域で取り組める事業展開を進めます。施設内事業としては、「GOGO 川井」（介護予防支援事業）「健康ウォーキング」、「チームオレンジ音楽会」（交流）等の活動を継続していきます。



【GOGO 川井】



【健康ウォーキング】



【チームオレンジ音楽会】

【横浜市チームオレンジへの取り組み】

認知症施策推進大綱において、全市町村で認知症本人と家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」が整備されています。横浜市においても認知症施策推進計画に位置付けられたチームオレンジのコーディネート機能を当地域ケアプラザでも担う役割があります。令和6年度より、認知症になっても安心して暮らし続けられる川井を目指して、まちづくりに取り組み続けていきます。



【認知症サポーター映画上映会】



【チームオレンジ音楽会】

【子育て支援】

乳幼児養育者の相談・交流の支援として民生委員児童委員主催の「子育てサロンぽっかぽか」、「旭区子育て支援者会場」などの開催支援をし、自主事業では「楽しく親子リトミック」「ミラクルヒップホップ」を企画しネットワークの構築を図っていきます。

事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、利用者が求めている内容



【町内会館出張講座 介護予防】

の講座や事業を行うよう取り組み続けます。

川井地域ケアプラザで生まれた自主グループや、川井地域ケアプラザの活動の中から創生されたボランティアが、身近な町内会館等へ直接出向き活動することで町内会自治会全体の高齢化への手立てとしていきます。同時期に居住を開始した方々が住み慣れた町に身近な拠点を作り出すことで、つながりふれあい支え合う町の具現化を目指していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

【旭区役所 福祉保健センター福祉保健課 事業企画担当・旭区社会福祉協議会・区内13地域ケアプラザとの連携】

旭ふれあい区民祭りにて来場される全世代の方に、地域ケアプラザ及び地域福祉保健計画の周知活動を行います。

旭区社会福祉士分科会連携班、旭区ひまわりの会（認知症サポーター養成講座ボランティア講師団体）、旭区内郵便局と連携して、毎年郵便局職員・ゆうちょ銀行員を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、連携を密にとっていきます。



【旭区ふれあい区民まつり】

【区域を越えた地域ケアプラザとの連携】

近隣（旭区外）の地域ケアプラザと連携し、研修、コーディネーター連絡会、事業へ参加し情報交換の場を持ち、職員のスキルアップを図ります。

【旭区社会福祉協議会との連携】

小・中学校にて、聴覚障害・視覚障害・精神障害などの福祉教育に取り組み、障害を学び理解することで身近な人への思いやりの心を育み、いじめのないクラスづくりなど日常生活に繋がるよう取り組みます。エリア内小学校人権学習では区内地域活動ホームの協力を得て、障害者を招いてのボッチャ交流を提案し、その指導・審判員には地区社会福祉協議会メンバーの協力を得て、エリア内の多世代交流・障害者との実のある交流に貢献しています。

【小学校人権学習協力】



【地区民生委員・児童委員協議会との連携】

毎月定例会で情報共有を行い、民生委員・児童委員の抱える諸課題に対しては、地域包括支援センターが専門的な立場から支援します。また、困難ケース等については行政や関係機関に繋がります。

エリア内在住、エリア外中学校在席生徒の支援を通して、支援機関・児童委員・地域ボランティアと協力して課題を抱える生徒の居場所支援において、児童家庭支援センターとの連携も開始しましたので今後も継続していきます。

【保健活動推進員との連携】

地域の町内会館、自治会館等を利用し出張講座として、健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック）等、地区保健活動推進員と協働して事業を行います。

【かがやきクラブとの連携】

高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実していきたいと考えています。そのため、かがやきクラブの方々と連携に努め、高齢者向け事業等を円滑に進めます。また、各地区かがやきクラブの会議に月1回出席し、地域ケアプラザの機能の周知に取り組みます。誕生日会、敬老会のなどの行事開催時、介護予防、消費者被害講座を行い普及啓発していきます。

【近隣学校との連携】

横浜市立都岡小学校、川井小学校、上川井小学校、都岡中学校といった近隣小中学校はもとより、神奈川県立旭高等学校、近隣にある神奈川県立三ツ境支援学校と事業に取り組み、その中で中学生・高校生の次世代ボランティアの育成や、小学生で結成されるジュニアボランティアの活動支援を行います。

小学校・中学校と連携し、認知症の理解教室として、認知症サポーター養成講座を開催し、毎年若い認知症サポーターの育成に努めます。介護者世代の中学校PTA役員へのケアプラザ窓口周知や、実際の事例を通じた地域の現状を共有し、支援者育成を行っていきます。令和6年度からはエリア内中学校と連携し、2ケ年にわたる同校PTA向け人権学習の研修支援を提供していきます。

【地域内高齢者施設・病院・障害者事業所・作業所との連携】

地域と地域内高齢者施設・病院・障害者事業所と連携し「川井地区 地域食堂」に取り組み、地域のネットワーク構築に努めます。

また、地域活動交流コーディネーターが、障害者就労施設「ウィングス」や精神障害者グループホーム「メゾンあかしゅ」等の運営委員会に参加し、情報共有を図り障害者の方々が抱える課題に取り組めるよう連携します。

【川井地区子供支援会議】

【区・ひなたぼっこ・学校との連携】

ひなたぼっこ、学校関係者、スクールソーシャルワーカーと「子供支援会議」で子供課題の共有と未来の担い手である子どもが心豊かに過ごせるよう関係機関とのネットワーク強化を推進します。



2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

昭和59年4月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてきました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることで高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【当法人の理念】

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1. 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつく

ります。すべての方々がご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをします。

2. 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3. 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わることでできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

【“デス・エデュケーション”という考え方】



デーケン氏とご入居者

「デス・エデュケーション」は1960年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。

デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP(アニマルセラピー)」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。全職員がそれぞれに携帯しています。毎朝礼時にはテーマごとに職員全員で唱和します。職員が当法人のコンセプトを常日頃から再認識し、共有するためのツールです。羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

 社会福祉法人 西野会	思いやりのこもったマナーで最高のサービスを提供します 1 あたたかい心のこもったご挨拶で応対いたします ・明るい笑顔で自ら先にご挨拶をします。 ・ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。 ・立ち止まり、目を見て、声をはっきりと。 2 好感のもたれる身だしなみと態度で接します ・清潔な服装を心がけます。 ・背筋を伸ばした美しい姿勢をします。 ・明るく親しみやすい態度で接します。 3 正しい言葉づかいをします ・敬語を正しく使います。 ・分かりやすい言葉を使います。 4 誠実な態度で電話応対をします ・明るく、ゆっくり、はっきりと、笑顔で。 ・呼び出し音は2回。保留は20秒を限度とします。 5 5S1U運動を推進します ・整理・整頓・清掃・清潔・親・美しい。	ご利用者に敬意を払い、その基本的権利、プライバシー、自己決定を尊重し、AOL (Art Of Life) を実現します 1 ご利用者の立場に立って、本当に必要なサービスを提供します ・ニーズをすばやく察知し、知識・技術を駆使して、簡易以上のサービスを提供します。 ・ご要望にお応えできない時、「できません」「わかりません」とは言わず代替案を示します。 2 小さな「気づき」を重ねます ・継続的に記録をとり、必要な行動をして、病変・事故を未然に防ぎます。 3 ご利用者の安全を確保します ・非常事態時に対応する日頃の備えを怠りません。 4 苦情には感謝の気持ちを持って対応し、より信頼をいただく良い機会として生かします 5 基本に忠実、応用に果敢なサービスを提供します	法令・規則・約束・規律を守り、正しい勤務態度を身につけ、最高のサービスを提供します 1 法令、就業規則を厳守します ・介護保険法、個人情報保護法、就業規則など関係法規を厳守します。 ・交通法規を厳守し安全運転をします。 2 プロ意識を持ち、法人理念に則り行動します ・ひとりひとりが経営マインドを持って行動します。 ・心身の健康管理を徹底します。 3 時間を守り、仕事の優先順位を考えて行動します ・余裕を持って出勤し、始業時間から仕事をできる準備をします。 4 適切な報告・連絡・相談をします ・報告相は「誰やか・正確・簡潔」に。 5 仕事を計画的に遂行します ・QCDC(仕事の質、費用、期限)を追求。 ・PDCA(計画、実行、チェック、修正)のサイクル。 ・5W1Hを踏まえて情報を伝えます。 ・具体的に、明確に、肯定的に表現します。
---	--	---	--

“羅針盤”カード

【ヒューマンケアネットワーク】

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方で4つの項目を基本としています。

1. 24時間、365日サービスを提供する仕組みを作る。
2. 市内全域でサービスを提供できる拠点を展開する。
3. 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。
4. 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。



ヒューマンケアネットワーク

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約166の事業所（令和6年12月時点）を配置することで構成されています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

【地域包括ケアとの親和性】

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。現在、当法人ではHCNWに基づき介護保険サービスのほか、障害者福祉サービス、医療サービス（診療所3か所）、保育（保育所4か所）と様々な事業に取り組んでいます。特に居宅介護支援、訪問介護、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしています。
- ・法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- ・財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。
- ・また毎年、次ページの通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

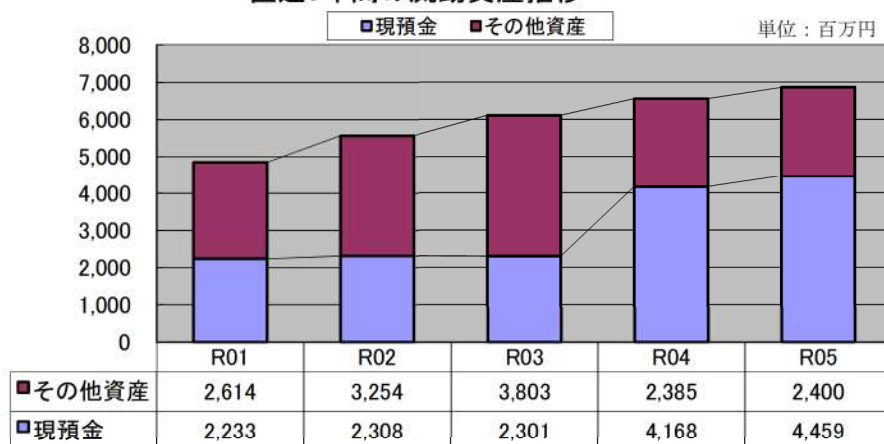
【平成24年度～令和6年度の新設事業所】

平成24年度	○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ ○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊穡の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
--------	--

平成 25 年度	○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○銀杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	○われもこう(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞(計画相談支援)
令和元年度	○特別養護老人ホーム 高津山桜の森 ○みずほクリニック緑園都市 ○相談支援センター銀の舞(障害児相談支援) ○高津山桜の森介護保険センター(居宅介護支援) ○山桜の森ショートステイセンター(短期入所生活介護) ○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
令和 2 年度	○楡の大樹(居宅介護支援・訪問介護。ナース 24 港北と同一拠点化)
令和 3 年度	○相談支援センター銀杏の大樹(計画相談支援・障害児相談支援)
令和 4 年度	○横浜市都田地区センター ○横浜市都田地域ケアプラザ
令和 5 年度	○さざんか(小規模多機能型居宅介護) ○楡の大樹(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○榎の大樹(居宅介護支援、訪問看護)

・市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。

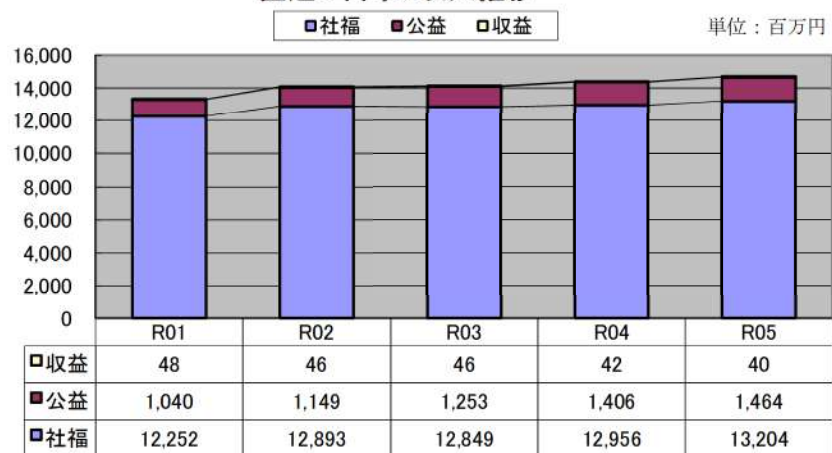
直近5年間の流動資産推移



直近5年間の繰越活動収支差額



直近5年間の収入推移



3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

法人全体の職員を視野に、新規採用のみならず異動人事を含めて適材適所の人員配置を遅滞なく行っていきます。また、地域ケアプラザには地域の特性も踏まえた人員を配置することとします。所長として着任予定者は、地域ケアプラザ所長としては約 11 年間、業務に就いております。以前には居宅介護事業所管理者、地域包括支援センター包括管理者、主任ケアマネジャーとして、高齢者の方々へ直接サービスの提供をしておりました。地域ケアプラザ所長としては高齢者支援だけではなく、地域の住民の方々による子育て支援、障害児・者支援等、地域の取り組みを把握し関係機関と連携しながら課題解決につなげられるよう事業に取り組んでおります。

今後も今までの経験を地域ケアプラザの円滑な運営に生かし、管理者としてもあらゆる専門性向上に努めていきたいと思えます。また、地域からの相談に対して的確にそして迅速に対応できる職員を配置すべきと考えます。来所相談だけではなく担当圏域へ出向き、顔の見える関係を築くことで地域の方々にとって、気軽に相談できる身近な存在になる事を目指していきます。

【職員の適正配置】

配属職員は地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近なところで地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく志と資質を持った職員配置がされるべきと考えます。高いコミュニケーション能力を持ち、地域の方々の様々な相談に的確に対応できる職員を配置します。特に、地域包括支援センターは総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このような状況を踏まえ、法人全体の有資格者（ケアマネジャー407 人、主任ケアマネジャー150 人、看護師（正・准）379 人、社会福祉士 107 人。令和 6 年 12 月末現在）から、ふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置します。

【居宅介護支援事業に係る職員の確保・配置】

事業所を一元管理すべき管理者については、法人内で研修を受け適任と認められた人材を軸に選抜していきます。居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員の資格を有し、研修等で地域ケア会議や地域包括ケアシステムへの理解を深めている人材が適任と考えます。

【通所介護事業に係る職員の確保・配置】

利用者が住み慣れた自宅で健康でその人らしく生活して頂けるよう、自立支援に重点をおいた個別支援の介護サービスの提供を目指す意識と行動ができる介護職・看護職・生活相談員等の確保と法令遵守に則った適正な配置を行っていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【職員教育】

1. 職場における教育

前述のHCNWの考えの元、各サービスの垣根を越え顔の見える関係を作ると共に、異なるサービスの専門職同士で事例検討等が可能な環境を提供する事で職員のスキル向上を図ります。

2. 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の唱和を行います。法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、その理念に定められた方針を念頭に活動しています。

【人事考課の実施】

年度初めの「出航の誓い」（新年度開始における決意表明の会議）で、事業所の方針や目標が表明され、これに基づき職員各々が個人目標を設定します。半期ごとに人事考課表を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたこと・できなかった事を確認しながら、業務の課題等について忠告や指導を行い次期に繋げています。このPDCAサイクルを通じて職員の育成を図っています。

【職員研修】

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し、実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

1. 教育部を中心に実施している主な職員研修

- ・中途採用者研修（入職月受講を原則に月1回開催）
- ・管理/監督職研修（テーマにより実施）
- ・新任管理職研修（任命時に適宜開催）
- ・新卒職員研修
- ・秀峰会アカデミー

⇒職員が受講したい研修を選び自由に学べる場を提供します。

また、専門知識を有した職員が研修講師を務め、その専門性を活かす場を提供します。

2. 事業所における研修

法人主体の研修以外にも当地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて、各種研修を実施しています。なお、地域活動交流、生活支援体制整備事業の担当職員についてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所または社会福祉協議会が主催する研修に参加し専門性を養っています。



管理職研修

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

【施設の快適・安全な利用】

横浜市の貴重な財産である川井地域ケアプラザを預かる指定管理者として、利用者が施設を快適・安全に利用していただくとともに、計画的かつ誠実に管理していきます。当法人が“羅針盤”（2（1）「法人の理念・基本方針・業務実績等について」参照）に掲げる当法人の5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながら、きめ細かいメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」、「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転・監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行います。

設備管理は、適正運転がなされるよう専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録を行うとともに、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底します。また、運転等については、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化防止に努めます。川井地域ケアプラザは、施設の様々なところで修繕が必要になっています。施設の修繕については小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については、設置者の市と協議して対応を図っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

ケアプラザ内のリーダー会議で、事故防止、感染症対策、労働安全衛生等、人事課題をテーマに対策を検討し、各部署会議で対策の徹底を図ります。また、過去に発生した事故やヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善するとともに、職員研修を実施し、事故防止の徹底を図ります。

毎月、区役所経由でご連絡いただける以下の情報についても会議で共有し、常に事故防止の意識付けを継続しています。

- ・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について
- ・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

ケアプラザの貸館利用者に発災時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等を、チェックリストにして点検を利用者に周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取組みます。

事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応します。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応します。

【防犯対策】

防犯活動が積極的に行われている川井地区において、ケアプラザも地域防犯の取り組みに参加し施設の安全はもちろん、安心で安全な地域づくりに貢献します。日々の業務の中では開館前、開館時間内、閉館前に職員による施設回りの見回りを行い、未然に危険察知できるよう努め、不審者や危険物等に注意し、施設を含む周辺地域の安全確認を行います。無人時の施設管理においては警備会社と連携し遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。ヒヤリハットなどの取り組みを積極的に行うことで、未然の事故防止に努めます。また法人内他事業所で発生する事故事例を共有することで、具体的な事故防止の意識を高めていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【発災に備えた事前準備】

発災時対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意での職員家族への連絡体制も確保しています。

【福祉避難所】

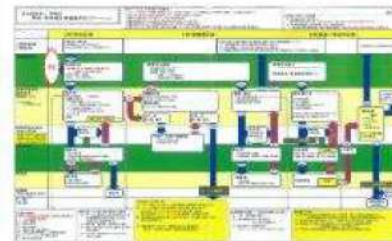
発災時にはケアプラザは福祉避難所として機能することに成ることを職員全員が覚知し、行動出来るよう毎年全員参加で福祉避難所開設訓練を実施しており福祉避難所情報共有システムの運用も職員全員が出来るよう、訓練時には全員がシステム入力体験するよう研修を実施しており、地域の有事に対応できるスキルと覚悟を身に付けています。



【消防訓練】



【福祉避難所開設訓練】



【法人統一マニュアル】

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

【地震対策】

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成及び訓練を行います。当法人では施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び入所（利用）者家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設において次の対策を実施しました。川井地域ケアプラザにおいても、同様な対策を行います。

- ・ 備品／家具類の転倒防止、落下物対策・飲料水、非常用食料等の備蓄
（福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の1日分の飲料水、食料を備蓄）
- ・ 地震対策マニュアル作成（訪問系と施設系の事業の違いに沿う、職場ごとのもの）
- ・ 発災時の対応としては、法人内全事業所で地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、午前6時に震度6地震が発生した事を想定して、非常時のとるべき行動について確認し訓練を行い、災害伝言ダイヤルを活用し、災害対策本部の指示確認、被害状況報告を行っています。
- ・ 年2回の消防訓練を実施し、常日頃から発災時の対応確認を実施しています。
- ・ 毎年横浜市旭区消防署都岡出張所長にご協力いただき「AEDの使用訓練」と「デイスサービスご利用者参加の合同消防総合訓練」「地震時を想定した避難訓練」「水被害を想定した避難訓練」を実施しています。
- ・ 地域防災拠点の合同防災訓練に参加し、地域の方々とも連携を図っています。
- ・ 訓練に参加する事で、地域防災に関する職員の意識向上も図ります。

【BCP 研修】

災害発生時のBCP 想定訓練について介護保険事業所に重点を置いた事業継続の視点から介護予防、居宅介護支援、通所介護の業務内容に即したマニュアルを作成し、発災時の想定訓練を行います。実動訓練では有事の際、優先順位の準備がなされているか確認し、介護事業所業務継続に即した内容の訓練を行います。

【感染症の発生・まん延に備えるための取組】

感染症研修について年2回研修を行います。1回は実動訓練により適切な感染予防を学び、スキルアップを図っていきます。感染症や自然災害が発生した場合であっても、地域包括支援センターの相談業務や地域活動交流の貸館事業、通所介護及び居宅介護支援のサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、随時見直しによる更新、座学研修や実地訓練等を定期的に行っていきます。

感染症の予防及びまん延の防止の為の指針に則り、感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症防止の為の研修実施や感染症発生時の対応、BCP の随時見直し等を行っていきます。又、平常時においても、事業所の衛生管理や利用者・職員の健康管理、感染予防、衛生資材の備蓄の確保・補充・管理を行っていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターにおいては、横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱で、職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされています。また、居宅介護支援事業者においては、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされており、これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えます。以上を前提として、次の点に留意しつつ対応します。

【複数の選択肢の提示】

相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、相談者にとってより利益となるであろう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。

【希望に沿った事業所の選択】

選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」等を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報を加えて、口頭だけでなく書面による視覚情報も交え可能な限り分かり易い説明をします。利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所を選択するお手伝いをします。

また利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能であることを説明します。



ハートページ

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

横浜市川井地域ケアプラザでは満足度の高いサービスを提供するため、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築いていきます。

【利用者ニーズの把握】

1. 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応します。

2. 利用者ニーズの把握方法

(1) “待ち受け” のニーズ把握

地域交流事業の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、当地域ケアプラザに来所される利用者から持ち込まれる利用者ニーズを把握します。施設内にはご意見箱を設置し、集まった意見や苦情は記録し改善に繋がります。また、必要に応じて内容を公開します。

(2) “利用者の声” のニーズ把握

毎年、利用者満足度アンケート（居宅介護支援事業所は介護保険制度に基づくアンケートを含む）を実施し、分析結果を業務改善に生かします。

(3) “各種会議へ出向いて”のニーズ把握

自治会、民生委員児童委員協議会、かがやきクラブ等の会合に出席し、広報紙やチラシを配布して、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また区役所地区担当や旭区社会福祉協議会地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

3. 利用者ニーズによる課題の解決、改善

当地域ケアプラザの運営協議会は議題を審議する場であると共に、当ケアプラザの「あり方」についてご意見をいただき、課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析し、分かりやすく提示地域の話し合いのなかで解決していけるように努めます。ご意見箱を設置し集まったご意見には誠意を持って対応します。いただいたご意見とその対応策については、施設内にも掲示し、誰もが確認できるようにします。



【利用者の苦情対応】

利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告するとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。



【1.2 階設置 ご意見箱】

所長を苦情対応の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図ります。

苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行い、対策を検討すると共に再発の防止に努めます。また苦情の性質上必要と判断される内容については、当法人の設置している第三者委員会により、客観性を担保しつつ適切な対応、解決に結びつけられるよう取り計らいます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。



【「個人情報保護に関するマニュアル」概要】

- ・「個人情報保護チェックリスト」を用いて、職員は年1回以上セルフチェックを行います。
- ・個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えません。
- ・個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得ます。
- ・個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理します。
(夜間等不在時施錠、机上放置不可)
- ・情報の伝達などは複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないよう留意します。

- ・不要の持ち出しを禁じます。持ち出し必要時は所属長の下承を取り、必要最低限の情報の持ち出しとなるよう留意します。
- ・事務処理ミス・個人情報漏えいの発生事例に基づくチェックポイントを確認します。

【職員研修等】

採用時研修で個人情報の保護について、必須科目として受講を促します。勤務開始時には「個人情報の保護に関する誓約書」を提出します。さらに配属後は、年1回以上職場研修を行います。研修では個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、内容や留意点も周知します。



【職員研修】

【情報公開】

市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。広報誌「いきいき川井」（毎月1回発行）で当地域ケアプラザの運営状況等を公開します。

また、法人公式ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行います。作成の際には、安全かつ適切に情報が得られるようセキュリティを確保するとともに「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき適合レベルに準拠したウェブアクセシビリティに配慮します。

介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示します。窓口で閲覧できる資料としては当地域ケアプラザの事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等をカウンターに常時備え付けます。

年に2回の当地域ケアプラザ運営協議会では運営委員の方々への活動報告を行うとともにご意見をお寄せいただき改善に努めます。

【人権尊重】

人権とは、人として生きていくうえで欠かすことにできない基本的な権利であり、この世に生きるすべての人びとが生まれながらにして誰もが当たり前のものとして持っている権利のことです。

我々は個人情報だけでなく、プライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任とリスクを負っています。まずは我々職員が相手を正しく知るアセスメント能力の研鑽や画一的な価値観に囚われず多角的な視点による発想の転換、相手の立場に寄り添う努力などを普段の業務から心がけます。地域から信頼され続けるためにも、前項の個人情報保護の取組と一体的に、プライバシーの漏えい防止、人権感覚を高める努力と横浜市人権施策基本指針の内容を意識して、定期的な研修を続けていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【横浜市地球温暖化対策実行計画】

環境問題は温暖化が地球規模となり、今や環境への配慮を欠いては私たちの生活は成り立ちません。横浜市は「ZerCoarbonYokohama」と銘打った2050年までの脱炭素化という目標を掲げました。

公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取組み、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。

【ヨコハマプラ 5.3 計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）】

横浜市では従来のごみ削減への取組みに加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減を重点的に進めることで温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2 万トン削減（2022 年度比）を目指しています。地域ケアプラザ運営で出るごみについても、新しい基準に沿った分別を徹底します。

【市内中小企業優先発注について】

横浜市においては、横浜市中小企業振興基本条例において「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきた」「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援する事が不可欠である」との考えが示されています。こうした背景のある中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ当地域ケアプラザ担当地区内にある中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的に行います。

具体的には、横浜市ホームページなどから得られる市内業者一覧の中から特に当地域ケアプラザ近隣にある事業所等をリスト化し、日常的な物品調達、役務委託等を依頼できるようにします。また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては複数の見積合わせをする事で、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市は、第 5 次横浜市男女共同参画行動計画にて「性別に関わらず多様な選択を実現できる社会」を目指しており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、性別によるあらゆる差別を排し、機会の平等を推進します。

具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠し、職員は市の男女比目標を上回るよう採用・配置計画を進めます。当法人では看護師、ケアワーカー等を中心に多くの職員が出産・育児休業を取得することから、当地域ケアプラザにおいても、こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。

【障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について】

横浜市では「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。

誰にでも、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある障害を負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに未来の我々の人生にも大きく関与するものであります。障害者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行います。

【従来の取組みの継続】

①リデュース（発生抑制）・・・ごみそのものを減らす
ごみのもとになる無駄づかいを減らします。出来るだけ物は購入し



ません。中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入します。購入したものは出来るだけ長く使います。

②リユース(再使用)・・・何回も繰り返し使う

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用など小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。

③リサイクル(再生利用)・・・分別して再び資源として利用する

廃棄する場合、全職員が分別を徹底すると共に事業の意味を周知し徹底を図ります。

【電気・ガス等エネルギーの使用の削減】

①電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

②空調設備の運転は冷暖房の設定温度を夏季28度、冬季20度を目安に設定して省エネルギー運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。

③昼休みなどは使用していないOA機器の電源を切ります。

④不要な照明等はこまめに消灯する事を徹底します。

⑤館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネルギーの呼びかけを励行します。

【建物内外の整備】

5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を推進します。5Sの取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

現状の稼働率は右表のような状況になります。

【効率的に利用いただくための周知活動】

貸室の少ない曜日や時間帯の利用を地域の各活動団体やサークル等におすすめし、利用集中を避け貸室を空き時間なく有効利用できるよう努めます。

登録団体説明会で、「ご利用の手引き」を登録団体に配布し、ケアプラザの利用方法を分かりやすくお知らせします。

【活動の後方支援】

地域に向けて活動の周知を行いたい団体や関係機関（子育て支援拠点など）の情報を提供していただき、サークル立ち上げの支援も含め、ニーズのある活動が活性化するよう活動場所を提供します。参加者が低迷しているサークルに関しては、館内掲示やチラシの作成、広報紙等で参加者の呼びかけを継続します。

多目的ホールにWi-Fi環境を整え、サークル活動・自主事業に活用していきます。

	令和4年	令和5年
多目的ホール	74.7%	74.4%
調理室	31.0%	30.7%
ボランティアルーム	44.6%	38.8%
地域ケアルーム	36.4%	31.7%

【魅力ある自主事業を企画実施】

年間30事業を目標として自主事業を企画し、更に自立化を促して定期利用に繋げる等、利用率の向上を目指します。また、地域や利用者のニーズにあった自主事業を企画します。川井地区では、健康に関する体操、ウォーキングに関心があります。ケアプラザ自主事業で培った情報を活かし、地域福祉保健計画で実施する健康ウォーキングも地域住民とともにニーズに沿った自主事業を企画し利用促進します。

【土・日曜日などの利用促進】

土・日や祝祭日でもご利用出来る事を広く地域に様々な媒体を積極的に活用し、情報を提供します。

【ホームページの充実】

当法人8地域ケアプラザのホームページでは、施設の概要と催事の案内を中心に行ってきました。川井地域ケアプラザにおいても、施設で活動されている状況や利用者の声（感想やメンバーの募集等）、ケアプラザからのお知らせ等有益な情報提供等、魅力あるホームページの充実に努めます。

【広報誌「いきいき川井」ケアプラ版の発行】

魅力ある広報誌「いきいき川井」ケアプラ版を毎月発行し、ケアプラザの事業内容や各種講座・イベントなどを、紹介しながらご利用の促進を図ります。

現在は4町内会と4自治会をはじめ区内地域ケアプラザや近隣区外地域ケアプラザ、地域内にある高齢者施設、事業所、小・中学校、高等学校、病院、薬局、交番へ掲示等の協力を呼び掛けています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

【考え方及び提供方法】

晩婚化や女性の就業率上昇に伴い、高齢介護と育児は切り離す事が出来ない生活課題がありますが、これに障害等の要素が加わる事も決して珍しくなく、この場合における主たる介助者の心身の負担は相当なものです。地域から孤立した状態に陥れば、その発見が遅れば遅れる程深刻な事態を招きかねないのが実情です。このような認識である事を前提に、より良い情報提供が可能となるような取り組みを行います。

①公的サービスは当然の事、インフォーマルサービスの情報についても、行政等関係機関との連携により最新情報を取得しつつ速やかに情報更新を続ける。

②民生委員・児童委員協議会、旭区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、コンタクトを取るべき方々について把握し、可能な限り早期の訪問を開始する。

③客観的に支援を必要とする状況だとしても、共感的姿勢で接することで信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示していく。

④上記③と同時並行で、各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で検証し、独善的な対応をとらないよう支援内容について客観性を担保する体制を取る。

⑤一つの事例について区役所内の複数部署を横断するような複合的課題を持つ場合は、関係部署間を仲介する役割を担う。

⑥介護・育児・障害のいずれか、又は複数の課題を抱える場合、これに付随して各種の虐待や貧困等の課題をも併存している可能性があるため、介護・育児・障害だけでなく、権利擁護や生活保護、消費者問題等にも可能な限り精通するべく、各職員への研修受講を計画する。

⑦上記①～⑥にある支援の積み重ねにより、地域課題を把握し、新たな支援モデルや行政サービスの開発に寄与する。

【地域ニーズの把握】

川井地区は高齢者施設が多く、高齢化率も高くなっています。併せて精神科病院も多いため、高齢者の相談のみならず、精神疾患に関する相談も多い地域です。また広いエリアということもあり、居場所の不足、買い物に関する課題も上がっています。

上記の観点から、地域ケアプラザの取り組みとして、かがやきクラブや地域の有志に対して居場所づくりの支援、地区町内会自治会連合会又は自治会未加入地域と連携した移動販売を進めます。民生委員児童委員協議会、旭区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、アプローチ方法を検討し、可能な限り早期の支援介入を目指します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザは、公の施設の管理者として、横浜市から指定されたものであり、横浜市基本構想、市、区、地区の地域福祉保健計画を実現するため、地域ケアプラザの役割を踏まえ、関係機関の情報を把握し、連携して、地域ニーズに即した管理運営を行なう必要があると考えます。

【行政機関との連携】

地域ケアプラザは指定管理者に指定されると、区長と指定された法人との間で「地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書」（指定期間内）及び「年度協定書」を締結します。この協定書では、区長と指定された法人が「相互に協力し、地域ケアプラザを適正かつ円滑に管理運営するために必要事項を定めることを目的とする」となっています。

受託法人は、この協定書に基づき、区役所の指導の下に連携し、地域の様々な課題等に取組むことが必要であると考えます。

1. 地域活動交流

地区別計画の推進にあたっては、区役所の支援チームに参画し、支援します。健康づくりについては、区役所から受託した各種事業を当ケアプラザで実施します。これらの事業では、区役所と連携を図り対応します。

その他、区が実施する事業や区役所からの情報を基に当ケアプラザで実施する事業などにおいて、区役所と連携を深められるよう努めます。令和6年度にはエリア内の困窮児童家庭への介入に際して、地域活動交流職員の顔のつながりを活かして有益な近隣住民情報を区子ども家庭支援課へ随時提供することができています。近隣だからこそ迅速に対応できる利点を活かしながら区行政に協力していきます。

2. 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業を推進するために、区役所、旭区社会福祉協議会と連携しながら、地域の社会資源の把握に務めます。

担当エリアのインフォーマルサービスの育成と運営、そして継続していくうえで、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、各地域の関係団体と協働で取り組み、情報共有しながら、地域課題の解決に向けて共に協議をしていきます。

3. 地域包括支援センター

地域の方々の相談には、旭区福祉保健センターと連携した対応を要する事例が多々あります。様々な要因で支援が困難な事例については、旭区福祉保健センター職員との定例カンファレンス等にて役割分担を明確にして対応します。

主任介護支援専門員が中心となり旭区福祉保健センターと連携して就労予定及び新任の介護支援専門員を支援します。

高齢者虐待等について社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取組み対応します。

【福祉・保健・医療機関との連携】

国全体で推し進めている地域包括ケアシステム実現には、医療と介護の連携がさらに重要となるため、区医師会との連携、情報交換等に努め、かかりつけ医、家族、区役所等との橋渡しに努めます。

また、一人暮らしの高齢者の急変時の事態等も病院と連携して対応します。更に、要介護状態の退院者の介護申請代行、受入場所の確保等も病院と連携して対応します。地域中核病院は広域的位置にあるので、上記の取組は地域の介護/医療ネットワークの一部として参画し、同様な「医療と介護の連携」を実践できるようにしたいと考えます。在宅での看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者や、ご逝去後の残された家族を支える支援（グリーフケア）など、非常に多様な職種や立場の方々が関わります。ご本人やご家族を支援する関係者が一つのチームとして円滑に関わっていけるようにネットワークづくりに努めていきます。

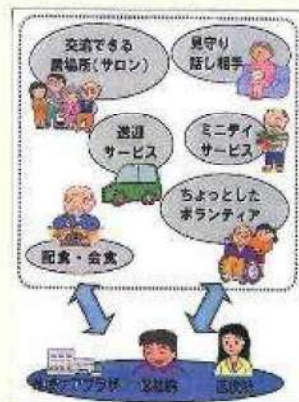
協力医との連携はもちろん、区内近隣の医療機関や総合病院との連携を常に意識し協力体制の確立と、良好な関係性の構築に努めます。

【職員間の連携】

所長及び5職種（地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・包括3職種）は日々のコミュニケーションに加え、情報共有ツールや、相談内容の回覧にて日々情報把握を行っており、職員が休暇中であっても他の職員で対応できるようになっています。加えて毎月定期会議にて各事業担当の動きを確認し、共通の目標である事業計画の進捗も随時確認する事で円滑で滞りなく情報伝達できる職場環境を作っています。

横浜市地域包括支援センターの役割と期待

横浜市の地域包括支援ネットワークの構築



エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【町内会・自治会との連携】

地域ケアプラザは地域の方々と町内会・自治会をはじめ地区青少年指導員、スポーツ推進員等と協働し連携した取組みは必須要件と考えています。

川井地域ケアプラザの担当地域である町内会自治会連合会は 4 町内会と 4 自治会で構成されています。この町内会自治会連合会と信頼関係を築き、地域に起こる様々な課題を見出し、解決策を共に考える等、地域とともに歩んでいく地域ケアプラザを目指します。そのために、地域の会議や行事に積極的に参加します。

①毎月行なわれる町内会自治会連合会定例会に適宜参加させていただき、地域ケアプラザ広報誌等を持参し、毎月の自主事業実施予定、その他講演会等のお知らせを地域へ回覧することや、掲示板へ掲示することをお願いしていきます。また、各町内会・自治会より地域からの相談・要望を伺い、地域ケアプラザの運営に役立てていきます。

②7月・8月の盆踊り、9月の敬老会や防災訓練、7月ボッチャ大会、11月のレクリエーション大会、2月の地区演芸会、3月のボッチャ交流会といった四季折々の地域行事には必ず出席し、顔の見える関係づくりや情報交換等に努めます。

③町内会自治会連合会とともに地域福祉保健計画地区別計画推進に取り組みます。

【地区社会福祉協議会との連携】

地区社会福祉協議会は身近な福祉活動の担い手として活動し、「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念から組織されています。

地域ケアプラザと地区社会福祉協議会との密接な連携取り組みは、町内会と同様、必須要件だと考えます。地区社会福祉協議会が事務局として運営している「ちょこっとボランティアかわい」は、担い手の発掘や地域課題の共有をし、助け合いのまちづくりを進めています。

地域住民に向け、毎年様々なテーマで講座を開催します。(参加者ニーズが高い、剪定、介護保険講座等)

【地区民生委員・児童委員協議会との連携】

民生委員・児童委員協議会は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの担当する区域内で、地域住民の見守りや必要な支援を行うことで、地域福祉の推進を担っています。また、行政機関の業務に対する協力も職務の一つとなっています。主任児童委員(民生委員が兼務)は地域の子どもの健全育成に関わる行事や児童相談所との連携、虐待通告の仲介、子どもとその親の相談援助を担っています。このように地域福祉の最前線の担い手ですので、川井地域ケアプラザとしては、密接に連携し取り組みます。

【川井地区かがやきクラブとの連携】

かがやきクラブは、高齢者が地域に住む仲間とともに健康で生きがいを持って充実した生活を営み、社会に役立つ機会や場を提供する団体です。

川井地域ケアプラザでは、高齢者がいつまでも元気で暮らし続けられるよう介護予防事業を充実していきたいと考えています。かがやきクラブの事業や高齢者向けの地域ケアプラザ事業等を円滑に進めるために、かがやきクラブの方々と連携に努めます。

消費者被害、健康管理、認知症予防等の情報提供は機会あるごとに提供します。

【地域委嘱団体】

地域の自治会館等を利用して子育て支援事業、地域での健康測定（血圧、握力、血管年齢チェック）等を進めている地区保健活動推進員と協働します。また地域ケアプラザの情報を提供し相互に随時連携します。

消費生活推進員との連携として高齢者の消費者被害の防止、消費生活推進委員と情報共有を行います。また、講師を招いて講演会等を実施します。

【その他の地域活動団体との連携】

「近隣小中高等学校」

近隣小・中・高等学校とは運営協議会や学校・家庭・地域連絡協議会をはじめ運動会、文化祭などを通して連携を継続し事業を進めます。具体的に、横浜市立川井小学校の総合学習では「地域ケアプラザってなあに？」の講座や、地域ケアプラザの見学を行います。川井地域ケアプラザには、デイサービスがあることから、デイサービスのご利用者との交流会も行います。また他学年においては、福祉教育として、人権・聴覚・視覚障害の理解講座、車いす・障害を学ぶことで身近な思いやりの心を育んでいきます。

高校生吹奏楽部・軽音楽部・ダンス部等の協力により自主事業の開催を行っていきます。

【旭高校 吹奏楽部】



【旭高校 軽音楽部】



【旭高校 ダンス部】



<障害者施設・病院>

川井地域内にある精神障害者事業所「ウイングス」、精神障害者グループホーム「メゾンあかしゅ」の運営委員会へ出席し、課題について情報提供を行います。中学校では、当事者の方のお話を交え精神障害理解講座を開催し、お互いが理解し、繋がるよう継続して開催します。さらに令和6年度より川井地区で推奨されている認知症や各種障害者とのボッチャ交流ではケアプラザの強みを活かした当事者参加の際、安全確保など後方支援をします。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

『第4期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）』

基本理念：地域で支え合い安心して自分らしく暮らせるまち旭区をつくろう

川井地区の目指すまちの姿：多世代がつながり支え合う心豊かなまち川井

- ・見える支え合いをしよう
- ・健康寿命を延ばそう
- ・住民同士がつながろう 3つ目標があります。

【地域活動交流】

区及び地区の福祉保健計画の推進に、区役所と地域ケアプラザが役割分担しながら、時に協働して対応していきます。

行政関係部署並びに地域包括支援センター部門、生活支援体制整備事業部門とも協働してネットワークを構築する事で地域課題の抽出を行い、その解決のために様々な関係機関との連絡調整を行います。その中で「交流」「つながり」に係わる地域保健福祉計画で掲げられた目標の達成にも寄与していきたいと考えています。

健康づくりについては、区役所から受託した各種事業を地域ケアプラザで実施しています。これらの事業では、区役所と連携を図り対応します。

その他、地域ケアプラザには区役所からの情報を基に実施する事業があります。区役所と連携を深められるよう努めます。

【地域包括支援センター】

行政関係部署及び地域活動交流部門と協働してネットワークを構築し地域の諸課題に対応します。

また主任ケアマネジャーが中心となり、近隣の若葉台地域ケアプラザ、笹野台地域ケアプラザと共催で「ケアマネジャー事業所連絡会」を開催し、川井エリア及び隣接エリアで活動されるケアマネジャーに対するバックアップをしていきます。

高齢者虐待については社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取組み、対応していきます。

認知症関連施策では、区と連携し旭区徘徊SOSネットワークシステムを構築していきます。加入している川井地区の協賛店がどこにあるかお互いに把握できるよう「広がれ！ほっとちゃんの輪」の地図を作成し、関係各機関に配布しました。

権利擁護事業としてエンディングノートを広く活用してもらうため、エンディングノート講座を開催しています。



【旭区徘徊SOS
ネットワークシステム】



【エンディングノート講座】

【生活支援体制整備事業】

第2層の生活支援体制整備事業コーディネーターは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けるために、高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を地域の特性・実情に応じ、NPO・民間企業、ボランティアなど多様な主体による地域づくりを支援する役割を担っています。高齢者の現状・地域の資源など、情報収集し、データ分析を行います。課題の共有・今後の取り組みに活用できるデータを協議体で活用し、多種多様な方々と協議し進めています。横浜市が推し進める「居場所作り」をテーマとした講座を開催します。横浜市社会福祉協議会主催のコーディネーター共通研修にて事例紹介、他ケアプラザからの見学対応等を通して、横浜市全域での事業推進にも寄与していきたいと考えています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

所長、5職種がそれぞれの区内連絡会等を通じて旭区のイベントへ協力するとともに、地区別支援チームの一員として旭区主催の会議に参加し、地域担当職員との連携を深めつつ業務にあたります。旭区民祭りは旭区内ケアプラザ全体で、身近な相談窓口の役割と業務内容の周知を継続します。地区別支援チームの会議では地域ケア会議やその他の場面でケアプラザが抽出した地域課題についても情報提供し、解決に向けた取り組みを連携して行っています。

また、旭区、旭区社会福祉協議会と連携して地域福祉保健計画推進会議に参加し、川井地区の課題について地区別計画レベルでの進捗について意見交換するとともに、次期に向けて新たな計画の策定に入ろうとしています。

地区別計画においては、他の福祉活動拠点と同様、地域ケアプラザも大きな責任と果たすべき役割があると考え、目標に沿った取り組み事業を通じた啓発や、地域課題の解決に向け地域と共に進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本姿勢】

地域で展開する自主事業の計画は高齢者分野・子ども分野・障害児・者分野の3本柱を基本とし、重点施策として、どの分野にも偏ることがないように、バランスを取りながら進めます。

【福祉保健活動の開発に向けた情報収集及び情報提供】

①福祉保健に関するニーズの把握及び情報提供の拡充を図ります。

毎月開催の連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、かがやきクラブ等の会合や様々な行事等に参加、小学校行事への出席等、様々な機会を通じて情報を収集し、ニーズの把握に努めます。また、必要に応じて情報提供を行います。月に1回広報誌を発行し、地域への回覧、町内の掲示板への掲示を依頼します。また、医療機関や商店等へチラシの配架を依頼、当法人のホームページでも広報誌等の内容を紹介します。

②情報の提供方法・アプローチ方法：出前講座や地域でのサロンの開催

川井地域ケアプラザは地域ケアプラザを囲み東西南北へ広範囲な立地であり、地域ケアプラザに足を運ぶのが億劫な高齢の方や、障害をお持ちの方が数多くいらっしゃる事が予想されます。身近な場所として自治会館等をお借りし、各種講座等を企画・実施します。

【自主化への取り組み】

自立活動となるよう促しながら事業展開を行います。参加人数に関しては継続的に安定確保するため、新規募集や事業分散等の調整を状況に合わせてながら随時行い、自主化した後も安定した活動が継続できるよう調整支援します。

令和3年度の新規自主事業「ギターCLUB」はシニア男性が過半数を占める福祉保健活動となり

ました。令和6年度より「ミュージッククラブ」として自主化サークルとして新たにボランティア演奏会を目指して日々研鑽され、下は大学生から高齢者までの活動の場として多世代交流を実現させながらボランティア演奏団体として全メンバーのボランティア登録しております。

円滑に自立できるように諸条件を整え、適切な対応が出来るよう支援します。利用者アンケート調査等を担い手の選出等の目安とし自立後の体制づくりを進めます。

【高齢者分野】

現在地域において、どのような事業が行われている等も含め、地域の方々が事業に何を期待しているか「地域ニーズ」の調査を行い、求められる方向性と内容を把握し企画に反映させます。

川井地域を中心とした世代間を越えた交流の場として、病院・施設・地域が連携し地域を支える基盤づくりの構築を目的とした川井地域「地域食堂」を継続し開催します。

【子育て支援分野】

乳幼児の養育者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、子育てに関する相談（近隣の認可保育所から保育士を招いての子育て相談など）、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて地域へ情報を提供します。

地域の子育てボランティア活動団体と共催で、保護者向け講座を開催し、普段子育てに奮闘している保護者の方が子育て以外の物づくりを通じて、息抜きの日や子育てをしながら趣味に関心を向けていただくよう企画に取り組みます。

親子のふれ合い、子育て世代の交流、ご近所で声を掛け合い誘い合う事で孤立を防ぐことを目的とした、人気の親子リトミックを継続します。

小・中学生を対象とし、長期休暇を利用した「余暇支援事業」を継続的に企画しており、学校で出される課題の解決が出来る工作や、将来の仕事を見つける手助けの1つとして、職業体験を組み込んだ企画に取り組みます。課題を抱えた子ども達の居場所づくりとして学習支援を中心とした「学習サロン」を継続、さらに個別の困窮生徒の居場所支援として令和6年度からは児童家庭支援センターからの支援要請を受け、新たに個別児童の居場所「勉強BE-Yhah」を地域ボランティア、民生委員児童委員らと連携して運営しています。

【障害児・者分野】

障害児・者が安心して暮らせる地域づくりの一環として、障害の理解講座等の事業を継続的にを行い、地域が障害児・者に対してどのような支援ができるのか、相互理解を深めます。

関係機関と連携し、施設見学会や地域との意見交換会等を適宜展開しながら、障害児者支援活動に関する情報発信と活動支援を行います。

ケアプラザが共催で、同年代の交流を通じ、お互いに効果を得る（障害の理解・社会勉強）

事を目的としている事業「ビリーブ」を継続します。また、「ビリーブ」は、高校生ボランティアの活動の場としても兼ねており、両校の相互理解を図ります。一口に障害の理解を深めるといっても机上の知識だけではなく、共に同じ活動を通じて障害の理解が深められる事を期待します。エリア内小中学校からの依頼に沿って「さまざまな」障害理解のための講座を開催し、当事者を招いて必要な基本的な支援や声掛けの方法、障害の理解・対応を学ぶ事により、地域で何が出来るか考える機会をつくり偏見をなくすと共に、安心して暮らせる地域づくりに努めます。また、旭区地域福祉保健計画を視野に入れた地区別計画へ課題として提案し地域が中心となり取り組めるよう努めます。

【都岡中学校 白杖体験】



イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

【効率的な利用への取り組み】

受付に最新の貸室予約状況台帳を設置し、空室を効率的に予約していただけるよう努めます。また、登録団体には登録時からおよその活動予定を決めていただき、できる限り貸室希望日時の重複が無いよう調整を図ります。曜日や時間の偏りを減らすことで効率的な利用に努めます。

【利用方法の周知】

地域ケアプラザの利用方法を案内リーフレットや説明会などで周知し、「利用しやすい地域ケアプラザ」であることを強く働きかけます。毎年実施する利用団体向けアンケートの結果を踏まえて、継続的に利用のしやすさへの改善を図るとともにその内容については館内に掲示や利用団体交流会での報告など、利用者の目に見える体制を維持します。

【活動団体の広報支援】

館内で活動団体紹介コーナーを設け、広報紙で活動の様子を取り上げるなどの情報発信をすることで、団体の広報活動を支援し活性化を促進します。

【活動の調整と支援】

地域ケアプラザが調整役となり団体間での活動スケジュールを調整し、計画的にご利用いただくことでスムーズな活動を支援します。利用団体にも調整や譲り合いにご理解ご協力いただけるよう丁寧な説明を心がけます。また、備品（機材、大型遊具、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりするなどの、利用時の負担軽減により活発な活動を支援します。スペース等は団体ごとの公平性を確保し、納得感のある調整をします。

【団体間の連携促進】

団体が互いに協力連携を図れるような関係性づくりを支援します。合同参加できるイベントの開催や交流会等に積極的に取り組みます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

ボランティアとは、自発的な意志に基づいて人や社会に貢献することを通じて自己実現することと考えます。このことを踏まえながら、川井地域ケアプラザとしてはボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなく、ボランティア発掘、育成にも積極的に取り組みます。

【よこはまシニアボランティアポイント登録研修会】

生活支援体制整備事業では、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を開催します。

本人の健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた「生きがい作り」を促進するとともにこれらの介護施設等の地域とのつながりの深まりや施設利用者の生活をより豊かにすることを促進します。ボランティアになるための心得や施設で活動する際に必要となる、認知症や障害者への理解に関する知識もお伝えしていきます。登録されたボランティアには、地域活動交流部門のボランティア登録をしてもらいボランティア要請があった場合に紹介しています。



【ボランティアの発掘・育成】

地域課題である介護保険のサービスに繋がらない個別の困りごとに対応できる仕組みづくりを目的として、ボランティアをしたい方を募り、地域の方々と生活支援コーディネーターを中心にケアプラザ全体で、川井地区に求められている支援の形づくりに取り組んでいきます。



【シニアボランティア研修会】

「川井地区ボランティア連絡会」

また、地域の活動の活性化と担い手不足について検討、解決に向けて働きかけている、地区社会福祉協議会主催のボランティア連絡会などの会合に参加し、地域とボランティアをしたい方のコーディネートをするとともに、人材開発と支援体制強化をします。

「みんなでまちづくり交流会」

地域活動に興味がある、または地域活動をスタートするにあたり情報が欲しいなどのニーズをもったボランティアの発掘、育成、交流を目的に実施し、そこからつながったボランティアに対し、必要としているボランティア活躍の場につなげます。また、認知症関係事業に興味のあるボランティアには、チームオレンジとして共に認知症関連事業を推進します。



【第1回みんなでまちづくり交流会】



【第2回みんなでまちづくり交流会】

【ボランティアのコーディネート・活動機会の提供】

貸室利用団体への地域福祉保健活動、学生ボランティアの参加希望者にケアプラザ内で情報提供を行います。

障害児者、高齢者、子育て支援への理解を深められる事業に努めます。当ケアプラザにおいて、小学校、中学校からのボランティア体験や施設見学を積極的に受け入れます。デイサービスでの余興披露や地域行事・催事へのコーディネート、囲碁将棋については、団体・個人を問わず、エリア内の特別養護老人ホーム等にも広くボランティアコーディネートを実施していきます。

【障害理解講座】



エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【情報収集】

1. 社会資源の把握

地域活動交流事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センターは地域におけるボランティア活動団体及び商業施設における企業のボランティア活動の取り組み等に関して広く情報収集を行います。把握できた活動団体とは相互の情報交換を行い、各活動の特性を理解し協力連携を図ります。個人から団体及び企業に至るすべての活動団体に対して地域の福祉保健活動等の活性化と円滑な運営のための支援を行い、地域貢献を進めると共に施設利用にも反映させます。

2. 行政機関

横浜市や旭区の関係機関（保健福祉センター等）との連携を定期的に行います。

3. 保健・福祉・医療の各団体

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関、団体があります。こうした団体の活動について活動内容を把握し、連携を図ります。

特に民生委員児童委員は高齢者と児童支援に関する活動を多く行っており、連携をとり、地域の取り組みについて把握していきます。また、医療との連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが連携し、地域課題を共有します。

4. 自治会・町内会

自治会町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もありますが、地域ケアプラザとしての活動内容は主に、「見守り・声かけ活動」「生活支援等の助け合い活動」「体力づくり活動」を想定し企画します。具体的には見守りボランティア、介護予防体操・講座等、これらの活動を立ち上げ連携してだけでなく、活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

5. ボランティアグループ・NPO

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、当ケアプラザとして、特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償のボランティアで活動を行っている団体や、有償で助け合い活動を行っている団体もありますが、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制の確立に努めます。

6. ボランティアセンター 社会福祉協議会

社会福祉協議会は全国、都道府県、市区町村の段階でそれぞれボランティアセンター等を設置しています。上記のボランティアグループやNPOなどと連携していくにあたっては、地域内のとりまとめとして状況を把握しているボランティアセンターと連携も必要となります。地域内の様々な組織やキーパーソンを紹介してもらう他、共同で人材養成等を行うことも進めます。

7. 生活支援サービスに対するニーズの把握

既存の統計データや調査結果を把握し、地域住民との活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する地域住民の生活ニーズの状況を捉えていきます。現状のサービスや活動では対応が難しい問題も、今後の対応を考えていくうえで非常に重要な点が含まれているため、しっかりと把握していきます。また地域で活動する専門職からも貴重な情報が得られます。

【個別事例の情報収集と分析】

既に様々な専門職が生活支援に関わっている場合も多いので具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することができます。また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにつながります。

地域住民の状況は行政の保険年金課や介護保険課等がデータを取りまとめており、介護保険事業計画では過去からの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い報告書にまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用します。

個別訪問や地域住民懇親会等で直接の声として具体的な生活ニーズを把握します。個別訪問は心身の状態や生活状況、周辺の環境を把握することもできます。安否確認やコミュニケーションの機会としての訪問を活用し、対象者との関係性を構築します。

【情報提供】

1. 館内での情報揭示

個別の情報提供の他にも当地域ケアプラザ貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関する様々な事業に関する情報は地域ケアプラザ館内でも積極的に揭示し、自身で比較検討や選択ができる体制も整えます。また、広報誌や個別チラシ等での周知活動も活発に実施します。

2. ケアプラザ広報誌

定期的にケアプラザ広報誌を発行し、地域への回覧や町内の掲示板への揭示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じてPR活動を実施します。また、当法人のホームページも広報誌等の内容を紹介しインターネットからも簡単に情報が得られる環境を作ります。ケアマネジャー連絡会などを通じて情報の提供を継続します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

川井地区では介護認定を受けた利用者が、介護保険サービスを受託するまで待機待ちの状態が令和5年度より顕著に多くなっています。横浜市全体で、要支援・要介護高齢者数とケアマネジャー数の需要と供給のバランスが変化してきており、今後地域住民がお互いに助け合う「共助」が益々重要となってきました。

川井地域ケアプラザ担当地域全体の各種情報の把握と課題を抽出した上で、地域住民に働きかけを行い、住民主体サービスの基礎を次のように構築します。

地域包括支援センター、地域活動交流、居宅介護支援部門、デイサービスセンター及び地域内各事業所に挙げられる制度では支援困難となっている生活課題情報、個別のニーズ課題等を収集します。

上記より得た情報から、地域特性（地形・交通・世帯状況・社会資源等）を踏まえた分析を行います。ケアプラザ利用者や地域で活動を行う団体からの情報収集に加え、各組織の会合等へ出席し、現状課題等を把握します。地域ケア会議、まちづくり会議などにより、地域住民と課題を共有し、解決に向けた取り組みを共同で行っています。多種多様な機関等と地域委嘱

団体との関係を強化し、地域全体での課題解決と資源開発につなげます。

行政から上げられる地域情報データから、課題を分析し取り組みに活かしていきます。
生活支援体制整備事業は地域ケアプラザ全体の業務と受け止め、各部門の連携で事業に取り組み、町内会自治会連合会との協働はもちろん地区社会福祉協議会・民生委員・児童委員協議会・かがやきクラブ等とも協力いただきながら「住民が必要とする活動」の構築に努めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域活動や会議等に積極的に参加することで、地域住民や組織などの社会資源を把握します。地域住民と顔の見える関係性が強まることで社会資源の把握にとどまらず、活動の利点や課題、ニーズも把握することができるので、情報を整理して分析することにつながります。

担当エリアには多くの企業や施設事業所がありますが、地域とのつながりが希薄な場合が多々あります。そこで主任ケアマネジャーと連携して、地域ケアプラザが社会資源の把握に努めます。ケアマネジャーと住民主体の生活支援ボランティアのつなぎ役として地域ケアプラザが関わることで、介護保険ではカバーできない部分を住民ボランティアが支援することで両輪がうまく稼働できるようにしていきます。



【ジュニアボランティア車いす体験】

近隣の学校へは、ジュニアボランティアの受け入れ、認知症サポーター養成講座の開催などを通し関係性を深めます。その中でボランティア活動への考え方や地域との関わり方についての方針等を把握していきます。

また、地域ケア会議や協議体等を活用して活動団体への理解を深め、さらに団体同士が連携できる環境作りも進めていきます。

収集した情報は横浜市のインフォーマルサービス情報データベース（Ayamu）に集約し「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」に公開されることで、社会資源の把握や分析がすすみ、また社会資源を生かした活動へつなげていくことが出来ます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。



【ちょこっとボランティア総会】

協議の場を設置することで、参加する地域住民が自由に意見を出し合い、課題を共有して解決に向けた検討をすすめています。このようにニーズを素早く把握し、専門職・地域住民を巻き込んで共有・協議することで、課題解決に向け進めることができました。今後も協議体を十分にいかしていきます。

課題解決に向けよりよい話し合いの場が設置できるよう支援していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

【生活上のニーズ】

地区社会福祉協議会が日常生活の困りごとの支援として立ち上げた、ちょこっとボランティア川井の継続・発展に向けた支援を行います。買い物支援「移動販売」は、高齢者の買い物に対する課題解決のための事業です。令和4年に自治会脱退した地区のつながりを継続するためと、高齢者の買い物支援に向け自治会未加入地域のニーズを受け移動販売ができるよう支援を行いました。今後販売実施地区の役員の方やケアプラザ職員が販売に立ち合い状況把握を行い課題等が出た場合には、継続に向け協議の場を開催していきます。

移動販売は、高齢者の買い物に関する課題解決の取り組みとなっています。日常生活支援「ちょこっとボランティアかわい」は、川井地区町内会自治会連合会と川井地区より毎月1回準備委員会を開催し検討協議を重ね活動を継続しています。依頼件数も順調に伸びてきており、令和5年度は67件の活動回数となりました。日常生活の課題解決にとどまらず地区内の「みまもり」という大きな役割を担っています。

【社会資源のマッチング支援】

利用者ニーズと支援者活動を運営会議役員と共有し、ちょこぼら支援での介入が難しい場合は総合相談に引き継ぎ、切れ目のない支援につなげていきます。

交流・居場所では「みんなでまちづくり交流会」参加者で課題として把握された、認知症患者の介護をしている世帯が孤立しないために、令和7年4月より介護者の集い「あさひの向日葵」が立ち上がる予定です。介護中、介護経験者、今後介護の予定の人など、介護の疲弊感を和らげる、共感できる、学べる場として住民主体の介護者の集いを目指し、認知症当事者・介護者が安心して住み慣れた地域で暮らせるようにという目標に向かって支援します。地域づくりを進めていくにあたり、住民同士の理解や繋がりがとても大きな力となるため、今後も住民同士の情報共有や連携が図れるような関係性が築けるよう働きかけをしていきます。



エンブレム
(運営者作成)



立ち上げ 打合せ

【あさひの向日葵】

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【地域特性・総合支援事業】

旭区内、要支援者数 4,303 名 第1号介護予防支援事業者 2,533 名 ケアマネジャー数 214 名 (2024.3月ケアマネジャー数に対して利用者が横浜市内1番多い)

包括3職種自らが行うケアマネジメントと共に、近隣の居宅介護支援事業所(ケアプラザ内の事業所を含む)への委託、さらには必要に応じプランナーの採用等、適切な人員を確保し体制を整えます。また、自ら行うケアマネジメントにおいても「ハートページ」の活用等によってご利用者・ご家族が十分な情報の中から適切な選択ができるようにします。

その他居宅要介護支援被保険者に係るものと共通する点については、後述の（５）居宅介護支援事業を参照ください。

地域包括支援センターの周知活動について、次のようなプロセスを念頭に実施します。

相談には ICT 活用し、より迅速な対応、ワンストップサービスの相談窓口としての役割に努めていきます。相談業務において、地域の状況、家族体制に合わせて ICT を活用し相談者がストレスなく相談出来る窓口となるよう努めます。その都度経過をデータ入力し、システム化により地域包括支援センター職員が常に状況把握、情報共有ができ、そして毎日小会議を開催し課題の把握をすることで、どの職員も同一の対応ができる体制（チームアプローチ）を継続していきます。

地域諸団体への情報提供として、町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、かがやきクラブ等の定例会に職員が出席し、地域ケアプラザの事業や地域包括支援センターの活動内容等の説明を行います。

各会の役員・委員の皆様には、地域包括支援センターの業務内容を適切にご理解頂けるよう努めます。

ケアプラザの広報誌「いきいき川井」を毎月１回発行し、地域ケアプラザおよび地域包括支援センター事業等の広報啓発を行います。町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会等のご了解を得たうえで町内会の回覧文書と一緒に回覧（及び掲示板への掲示）して頂けるよう調整を図ります。

また、エリアの医療機関・居宅介護支援事業所・サービス提供事業所等には、顔の見える関係構築のために直接届けます。

①必要に応じて、その他の地域関係団体の定例会等にも職員が出席するとともに、団体のご了解を得た上で構成員の方からニーズの把握に努めます。

②所管の交番に毎月１回訪問し、警察との顔の見える関係の構築に努めます。

③民生委員を定期的に訪問し、情報交換を行い、必要に応じて訪問に同行します。

④①～③内で得られた課題については、旭区福祉保健センターと連携して解決に努めます。特に虐待事例や悪質商法被害事例等については、旭区福祉保健センターに加え、旭警察署、所管交番と適宜連携して解決に努めます。

⑤上記の課題のなかで、介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、広く地域住民に知っていただく必要がある事項については、地域住民を対象とした講演会、研修会等を実施します。その際、地域のニーズにより適切に対応するため、自治会館及び集会所での開催が望ましい事項については、実質的な事務局は地域包括支援センターとし、町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会等と共催して実施します。

⑥インフォーマルな社会資源（介護予防講座、ちょこっとボランティアなど）を駆使しながら本人の自立支援に重点を置き、支援につなげていきます。

⑦エリア内のケアマネ不足を考え、介護保険申請の必要性、介護保険のサービス以外で、本人の生活が成り立つ可能性や、介護保険サービス利用からの卒業も視野に支援していきます。



イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

日々の相談業務ではたくさんの認知症の方々またはご家族からの相談が入ります。早期発見・早期治療に繋がれるようにご家族ともども情報提供や支援をしていきます。また、医療機関やケアマネジャーと連携して対応をします。

川井地区には神奈川病院・あさひの丘病院があり連携が取りやすい立地です。受診や相談に迷いがある方へ、総合相談室や認知症初期集中支援チームと連携しながら支援をしていきます。かがやきクラブ、総合病院、郵便局、銀行、小学校・中学校で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方への理解と対応方法について広く啓発していきます。



川井小学校
【認知症サポーター養成講座】

令和6年度よりチームオレンジ事業に参加しています。認知症本人が役割と生きがいを持てるように参加できる取り組みも行っていきます。9月のアルツハイマー月間を皮切りに、認知症の母親の介護を扱ったドキュメンタリー映画上映会と実際に介護した当事者（映画監督）に来館していただき体験談に耳を傾ける時間を設け、若年性認知症当事者による音楽会「チームオレンジ音楽会」を開催し、多くの参加者と共に認知症という病気を学びました。今後も啓発活動をしていきます。

川井地区社会福祉協議会と共催で「（認知症）ステップアップ研修」を開催し、住み慣れた地域で認知症本人が過ごしていくには、どのようなことができるかグループワークを展開、地域の担い手として住民が思う認知症理解を共有しました。認知症関連の事業に参加した皆さんには「認知症の人が住み慣れた地域で暮らしていくために、どんなことができそうですか」というテーマで、葉っぱに思いを書いてもらい、「認知症理解 希望の木」に貼っていきます。幹だけだった木はやがて「希望の木」へと成長し、川井地域ケアプラザの1階玄関先に展示しています。来館者の皆様に見てもらい、

チームオレンジの目的と認知症理解に対して地域の皆さんがどんな思いを持っているのかを周知しています。小学校で実施した認知症サポーター養成講座で出来上がった「認知症理解 希望の木」は合計5枚完成し、学校展示してもらっています。

またチームオレンジでは、多様な視点から認知症本人と家族を支援することを視野に入れ、推進しています。「青空ガーデン」は野外型認知症カフェで、外にガゼボ（西洋型東屋）を設置し、だれでも気軽に散歩のついでに立ち寄れることを想定しています。認知症本人とその家族、地域住民、近隣事業所利用者など、様々な人が集い、語らい、認知症になってもその地域に暮らし続けることを大切にしていきます。



【ケアマネジャーと訪問看護連携】
研修会



都岡小学校
【認知症サポーター養成講座】



認知症理解【希望の木】

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しつづけていきたいというのは人々共通の願いであると考えます。一方で、高齢者が生活に困難を抱えた場合、地域住民及び民生委員等による支援や介護保険サービスの導入のみでは尊厳のある生活の維持が困難な場合もあります。これを踏まえ、以下のとおり対応します。

高齢者に対する虐待は、高齢者の増加とともに社会問題として広く取り上げられていますが、虐待が家族などの介護者によって行われる場合や虐待として認識されない等の課題により顕在化しにくいことも事実です。今までの旭区全体の状況と実績を事例検討し、虐待に関する相談及び対応を進め虐待の実態を的確にキャッチし迅速に対処できるよう、地域包括支援センター職員は総合相談から各種事業までのあらゆる場面の中で虐待が疑われる情報を、すばやくキャッチし、専門性に基づいて行動しなければならない点を常に留意して対応していきます。

独居高齢者や親族と関係性が希薄な高齢者が認知症を発症するケース等の増加も予想されます。地域包括支援センターとしては、成年後見制度の的確な活用や地域住民を対象とした啓発活動を実施します。

消費者被害の防止として、旭警察署と連携し講師を招いて講演会等を定期的を実施します。毎年町内会高齢者食事に併せて高齢者への詐欺被害に関する啓発講座を行います。

川井地区消費生活推進員と共催で都岡駐在所、上川井交番から警察官に講師を依頼し、実際に注意すべき事例を挙げながら情報提供と注意喚起を行っています。

川井地区社会福祉協議会と共催により消費者被害講座を行い、詐欺被害ゼロをめざします。

警察からのFAX等での被害情報を掲示し、来館者への周知、ケアマネジャー等への情報提供を通じて詐欺被害防止の取組みを行っています。



【消費者被害講座】

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会と協働し、相互理解を深めるための勉強会等を開催します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容とします。

包括レベル地域ケア会議において得られた情報を、必要に応じて地域課題として検討することも想定し、常に課題発見に向けて努力します。民生委員・児童委員協議会の場合、包括支援センター職員との情報交換会を開催し相互に顔の見える関係を築くと共に、双方が持つノウハウや知識について一定基準を満たす事ができるよう努めます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

川井地域ケアプラザ地域包括支援センターでは、医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し、毎月担当圏域の医療機関（病院、診療所等）に訪問しています。現在は横浜旭中央総合病院、地域内の聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の医療相談室および御殿山クリニック横浜、横浜りゅうクリニックなどの在宅療養支援診療所とは緊密に連携して対象者の支援を行っています。

また、居宅介護支援事業所等との顔の見える関係性の構築のため、ケアマネジャーのニーズを把握し、その課題解決のための支援に努めています。

医療機関や居宅介護支援事業所といかに緊密な関係性が構築されていても、対象者の急変、虐待避難等の理由により支援困難な事例が発生する場合があります。

その際は対象者の心身の安全を最優先事項とし、介護保険サービス事業所や医療機関等の関係機関と協働して速やかに対応します。

【ケアマネジャー支援】

ケアマネジャーは、介護保険制度その他関連法令に則り利用者や家族の相談援助、支援計画作成、サービス調整を行う職種ですが、社会がケアマネジャーに求める能力は年々高まっています。なぜならば、一人暮らしの高齢者の方が増え、更に医療保険制度改正により在院日数も短くなり、重い症状を抱えながらご自宅にて一人で生活される方が多くなっているからです。ケアマネジャーに求められる要素としては、介護保険制度や相談援助技術は勿論の事、それに密接に関係する医療的知識に加え、障害者サービスについては障害者総合支援法、生活保護制度、横浜市独自事業、日常生活全般に関与してくる民法など、知らなければならない知識・技術は限りなく存在します。

自己研鑽では社会が求める能力の獲得に無理がある現状を重視し、私たちは地域のケアマネジャーが必要な知識と技術が獲得できるよう近隣の若葉台地域ケアプラザ、笹野台地域ケアプラザとの共催で「ケアマネジャー事業所連絡会」を定期開催します。その際には、地元で活躍する専門職の方を講師として招聘する事で、顔の見える関係づくりにも寄与します。更に、支援が難しい方の相談や、法解釈問題などに対応し、ケアマネジャーが一人で困り果てる事が無いようにします。



【ケアマネジャー連絡会】

また、ケアマネジャーは必ず指定居宅介護支援事業所に所属しますが、小規模事業所では、ケアマネジャーの人数が少ないがために、十分な教育を受けられないまま業務に就かざるを得ない事例が少なからず存在します。そのような事業所に所属するケアマネジャーの教育実習を受け入れる事により、地域のケアマネジャーの質の底上げを行い、その結果、地域住民へのサービスの質の向上に寄与します。

緊急性が高く、かつ医療ニーズの高い相談者に対しては旭区在宅医療相談室と連携し、切れ目のない在宅医療・介護サービスに繋がられるよう支援しています。また、日頃の個別ケースを通じた医療・介護連携の事例の積み重ねを支援者が活かせるよう、ケアマネジャー事業所連絡会や在宅医療相談室、ケアマネジャー連絡会（けあまねっと旭）等での事例検討を通じて共有を図っています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていくひとつの手法です。個別の事例について検討する「個別レベル地域ケア会議」と地域に共通する課題について検討する「包括レベル地域ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの実現に繋げていきます。

【地域ケア会議の目的】

これまでは高齢者の個別課題に対する問題解決のために開かれていた会議は、ケアマネジャーが介護保険事業の一環として開く「サービス担当者会議」が主でしたが、ケアマネジャーや介護保険のサービス提供事業所だけで解決方法を考えて終わる場合が多く、医療職・インフォーマルサービス・住民、組織等の協力者の参加が少ない傾向にあり、多職種からの意見が反映されない現実がありました。そこで、地域包括支援センターの3専門職種（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）は勿論、地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターや、医療・介護関係者以外の専門職、地域関係者（民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、本人と関わる地域住民）、家族などが参加し、多職種による専門的視点を交え意見収集・内容の把握を行い、課題解決に向けての話し合いをします。

【テーマの選定】

- ① 総合相談等でより多く上がる課題
- ② ケアマネジャーから困難事例として上がってくる課題
- ③ 適切なサービスに繋がっていない高齢者の支援
- ④ 地域の見守り・協力により適切な支援に繋がった事例
- ⑤ 地域の会議等に職員が出向いた際に把握した地域の課題
- ⑥ 個別ケースの課題分析を通じて地域課題を発見し、必要な資源開発等から、包括職員が区役所担当職員と一緒に精査し、検討する

当地域ケアプラザでは、以下のような方針に則って地域ケア会議を開催、運営します。

【参加しやすい地域ケア会議】

地域ケア会議を効率的、有意義な内容にするために、参加いただく民生委員児童委員協議会や、自治会町内会の皆さまに対し、その目的やお話したい方向性等を事前に伝える等、円滑に会議を進行していくための準備を徹底します。

限られた時間内で方向性を損なわずに会議を進めていくためにファシリテーター（進行役）の技術向上も必須と考えます。

【医療と介護、地域住民との融合】（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

地域が持つ資源や能力を最大限に活用すべく、民生委員児童委員協議会、連合自治会町内会等からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが、客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を目指します。

【方向性と対応を確認する地域ケア会議】

個別ケースの検討を多種職で行う個別レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、地域課題をより広域なレベルでの検討につなげ、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。個別ケースに関しては、多角的な視点から 5W1H を踏まえての役割分担と、支援の方向性や、今後の予想されるリスクに関する対応を明確にします。

カ 指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【事業実施にかかる人員の確保】

当法人に所属する有資格者（令和 6 年 12 月在籍者：ケアマネジャー 407 人、看護師（正・准）379 人、社会福祉士 107 人）から、適任な人材を選抜し地域ケアプラザに配置します。

【人員の育成計画】

当法人では職員の定着と E S 向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【業務委託についての選定方法】

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながらの支援が可能です。

委託先選定に関しては、利用者の意向、事業所全体として様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。業務委託する際は、利用者の同意を得たうえで行っていきます。

【具体的な支援内容の計画】

要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況やその置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、ご家族、事業実施担当で共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

1. 課題分析（アセスメント）…日常生活の状況、生活機能低下の原因や背景などの課題を明らかにします。
2. 目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最適な目標を設定します。
3. モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターが必要に応じてその実施状況を把握し、当該事業の実施担当者等の調整を行います。
4. インフォーマル資源、地域活動参加などの活動を計画に入れるよう努めます。
5. 評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及びご家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

『介護予防とは、元気な人が要介護状態にならないように、また介護が必要になった人もできるだけ機能を維持改善できるようにすることで、元気な「今のうちから始める介護予防」が大切です。（横浜市介護予防ガイドブックより）』と示された方向性に基づき、事業を展開します。

【普及啓発の流れ（概要）】

- ①町内会自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会かがやきクラブの定例会等に出向いて、地域ごとのニーズ把握を進める。
- ②ニーズに則した広報誌（及び説明チラシ）を作成する。
- ③職員が各会、各クラブに出向いて、介護予防事業の必要性の説明を行なう。
- ④上記③にて各会役員の下承（ご理解）を得て、参加者の募集（地域の回覧板、町内会自治会館へのポスター掲示等）を行う。
- ⑤各会、各クラブに出向いた際に、各会役員に報告（成果、反省点、次回の展望等）を行う。

【介護予防事業について】

介護予防に取り組む個人が気軽に負担なく継続できる取組を地域の方に提案し、自発的な介護予防活動と呼びかけます。グループ活動やイベント情報の提供などを通じてウォーキング、体操等への参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりをします。

また、自主事業の企画、運営を通じてグループで取り組むプログラムを地域の方々に楽しみながら参加して頂けるように取り組みます。さらに、現在介護予防に資する活動を行っているグループに対しては情報提供や指導者研修の紹介、企画等を通じて効果的な方法を指導するとともに自立化を支援します。

①いきいきステッパーズ

平成 28 年に地域包括支援センター介護予防事業として始めたスクエアステップ教室は事業終了後の平成 29 年から、ボランティアリーダーが主体となって行う元気づくりステーションとして完全自主化となりました。

②GOフレンズ

令和元年に立ち上げ、自主化となり 5 年が経ちました。月に 1 度運動講師が来て、自主的な活動が継続的に出来るよう支援をしていきます。

③GOGO川井

一般高齢者や要支援の認定を持つ高齢者に対し、介護予防の知識と技術を学ぶ機会を定期的に提供し、高齢者が自発的に健康活動や介護予防活動に取り組める事を目指しています。栄養講座や運動講座、口腔講座、認知症講座等の幅広い内容で活動しています。



【いきいきステッパーズ】



【GOフレンズ】

(令和6年度に行われた内容)

- 第1回(4月) 運動「今からできる!からだのケア」
- 第2回(5月) 運動「リズム体操 ①」
- 第3回(5月) 口腔「コアフェイストレーニング」
- 第4回(6月) 運動「座ってできるストラックアウト」
- 第5回(7月) 認知症「真夏のボイトレ」
- 第6回(9月) 運動「リズム体操 ②」
- 第7回(10月) 運動「体力測定」
- 第8回(11月) 運動「理学療法士による体操講座」



【GOGO川井】



④出張講座

地域の方にとって身近な町内会館で講座を実施する事でケアプラザと顔の見える関係作りができると共に、日頃の生活習慣や介護予防について考えるきっかけ作りができるよう、介護予防の体操や、消費者被害の注意喚起、認知証講座、健康講座、地包括支援センター、行政や警察等の各関係機関からの情報提供等を行っています。

【各町内会・自治会での出張講座】

出張先の場所も含め関連各位としっかり協力し、十分な準備のもと出張講座の開催回数を増やし、より充実した内容となるよう努め、担当地域の多くの皆様に介護予防事業への参加が可能となるよう事業を展開します。

【地域特性に合わせた介護予防事業について】

川井地域ケアプラザにおいては、当法人内の7地域ケアプラザ(笹野台、白根、二俣川、城郷小机、中村、馬場、都田)で行っている事業を参考にしつつ、地域の特性に合わせた川井地域ケアプラザ独自の事業として発展させます。

まずは、個々の事業を軌道に乗せつつ、各事業が緩やかな関係を築けるよう、自主事業交流会等で関係作りを進めます。さらにその中から共通課題を見つけ、協働で対応に取り組む事で、「介護予防」だけにこだわらず世代間、立場を超えた関係作りを並行して実現できるよう複合的な対応を考えます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムが構築され機能するためには、家族や近隣住民と民生委員児童委員協議会やボランティア等のインフォーマルサービス、行政機関や保健・医療・介護の専門職機関及び団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠です。課題に応じて必要な支援体制が構築できるように、目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが地域包括支援センターの「総合相談支援事業」として、「地域ケアプラザの基本的機能」として重要となります。

【地域ケアプラザ専門職の連携】

地域包括支援センターは保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かしたチームアプローチはもちろん、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターとも情報の共有や相互の助言を通じて、地域ケアプラザが一体となって地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。

【ネットワークづくりの取組み】

今後、高齢人口の増加や在院日数の短縮等により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測されています。地域の在宅等療養者に対し円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネート機能も求められています。地域包括ケアを支援するサイト「ヨコハマ地域活動サービス検索ナビ」を活用し、最新のインフォーマルサービス情報の周知に取組み、地域のネットワークづくりを進めます。

【地域ケア会議】

また、地域包括支援ネットワークは地域の実情に応じて構築されるものですが、構築のためのひとつの手段として、国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、行政職員、包括センター職員、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員等から構成される合議体（地域ケア会議）の開催が示されています。

介護保険法の規定に、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務が新設された背景には、次に述べる機能を効果的に遂行することをねらいとしたものであり、地域ケア会議についてはこうした機能を地域において実現していくことを念頭に実施します。



【個別レベル地域ケア会議】

（神社の社務所を借用）

多職種による個別ケースの検討や課題分析を行うことは、単に個別ケースの解決が重要という意味だけでなく、個別の検討を通じて地域における支援体制づくりに繋げ、その前提として地域課題の把握に繋げ、更に、介護支援専門員の支援の力量形成に繋げる意味からも重要です。また、その地域に不足している資源を開発していく事や、地域の課題の解決のために必要な政策形成に繋げていく事が求められるよう努めます。

【協力医とケアマネ懇談会】

協力医、近隣居宅介護支援事業所と現状における地域課題や、エリア内インフォーマルサービス、「移動販売」「ちょこっとボランティア」「わいが家」などの地域情報を共有し、利用者支援につなげていきます。居宅介護支援事業所との顔の見える関係性を継続し、スムーズな連携に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

「誰もが地域で安心して暮らすための福祉・保健活動拠点」である地域ケアプラザで提供される居宅介護支援事業には、地域に密着した支援を実践する必要があります。

地域で安心して暮らすため、そこで重要になるのは「地域の力」であり、地域ケアプラザで蓄積されたより多くの地域資源情報を基に、介護保険サービスのみならず、インフォーマルなサービスも視野に入れた支援を行う事が強みとなり、こういった事をより身近に活用していけるモデルを確立させる事は、地域ケアプラザを拠点とする居宅介護支援事業において重要な使命といえます。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に入り、多くの方が介護状態になる事が避けられない状況にあり、そのため、在宅で最期まで生活するための支援を、より多くの方々に提供する事が困難になる可能性があります。指定介護予防支援事業者である「地域包括支援センター」と密接した連携を行う事で、「介護予防」への更なる取り組みを模索し、実践していく事が重要となります。

1. 新規依頼の迅速な対応

地域包括支援センターに相談に来られる方の多くは、介護に対する様々な不安を持たれております。ご本人・ご家族からの要望があれば、速やかに担当ケアマネジャーを選任し、不安な気持ちの傾聴や、より良い支援提供へのお力添えを行います。

2. 多職種連携の実践

様々な職種との連携を行う事は、私達に課せられた使命であります。そうした中で、地域ケアプラザ協力医や地域包括支援センターとの身近な連携を常に行い、医療と介護両面からのケアを充実させていきます。また地域ケア会議などに積極的に参加し、行政・民生委員等との連携を図り、地域全体で支援していく視点を常に向上させていきます。

3. 関係法令及び守秘義務の遵守

地域に暮らす方々からお預かりした個人情報やプライバシーを厳守し、法令違反が無いよう、常に業務改善やシステムの研鑽、ICT の活用などを取り入れていきます。

4. 地域ケアプラザ運営事業の活用

地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流事業との連携及び運営事業を活用することで、画一化した支援に偏ることなく、一人ひとりに寄り添った支援を心掛けていきます。ケアプラザで行われているサークル活動を紹介するなど、今後もより多くの場面で運営事業との連携を柔軟に図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【運営方針】

ご利用者の意向を尊重し、多様化のご利用者ニーズに応じていけるデイサービスを目指します。

機能訓練プログラムの拡充を図り、身体機能の維持、向上に努めていきます。

ご家族と顔が見える関係性を築き、ご家庭で抱える問題を共有し、介護負担の軽減に繋がります。個々のご利用者特性を把握し、可能性を引き出せるケアを実践します。

【プログラム】

入浴や食事などの日常生活支援に加え、生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを受けられる日帰りの通所介護サービスを行います。ご自宅から施設への送迎をします。

①安心の医療対応

当事業所は中重度者ケア体制加算算定施設で、医療依存度の高い方にも対応しています。

看護師・介護職ともに手厚い人員体制で長期に渡りご利用いただけるよう支援します。



②認知症予防プログラム

認知症を防ぐには脳トレーニング等が良いことが知られています。パズルやドリルなどを使用した脳トレーニング、その他、認知課題と運動を取り入れたプログラムを実践し、効果的に活性化を図ります。

③機能訓練（生活リハビリ）

目標に合わせた継続的な機能訓練により、筋力維持による転倒予防や失禁予防など在宅生活の継続を支援します。



④アクティビティ

「できる力」に着目した個別の支援を行い、役割・趣味・楽しみなどを通して「生活機能」全体の向上を目指します。

⑤人と人との繋がりを大切に当法人では地域社会との交流、人と人との心のつながりを最も大切な資産と考えています。

地域の方にもご参加いただけるお祭りの開催や、学生との交流を通じて施設内だけにはとまらない多種多様な活動を提供します。



6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案額の収支予算については、開所から直近までの実績を元に算出しております。具体的な金額については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、定められた負担比率で適性に按分しています。

事業費については、地域住民の要望、貸館利用者からのアンケート等から、さまざまなニーズに応える事業や地域課題に応じた事業を計画しております。また、各事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

【利用料金の収支の活用】

地域活動交流で行っている自主事業については横浜市の利用料金制度に則り、地域ケアプラザで材料費等を参加費として個人負担にすることができるとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし事業に活用します。また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は当法人が補填します。

【運営費等を低額に抑える仕組み】

物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えない様にします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。

空調設備の適正な温度管理と清掃、照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。空調設備の温度設定パネルの上部に大きく見やすい文字で推奨する設定温度が記載された案内を掲示するなど、利用者とともに節電に取り組みます。

役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、当ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」等にも今後とも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。